

大宝律令と官僚制(Ⅱ)

P. 42~

1. 位階制 [図表P. 65①]

☆聖徳太子の12階からはじまった制度は、律令制において1 三十 階の位階制になった。

[最上位は2 正一位、最下位は3 少初位下]

※位階とは…律令制下で官人個人の序列を示すもの。家柄・功績などにもとづいて与えられる。

(律令制形骸化後も名のみは残り続ける)

※5位以上の者を一般に「4 貴族」といい、さらに、3位以上の官職である太政大臣、左大臣、

右大臣、大納言(のちには中納言、参議も)を総称して「5 公卿」とよぶ。これらのものには給与や納税に関して、さまざまな特権が与えられた(後述)。

①6 官位相当 の制…位階に応じた官職につけるというしくみ

【例えば…】

太政大臣になるためには 一位、左右大臣になるためには 二位 の位階を受けていることが必要。

②7 四等官制 …各官庁の幹部職員が4等級に分かれていること。業務を統括する長官、補佐役の次官、公文書の作成等を職務とする判官、主典で構成。[図表 P. 65①②]

【読み方】

長官(かみ)—次官(すけ)—判官(じょう)—主典(さかん)

※四等官は役所によって違う文字をあてる！【超重要！】

◇中務省など八省の場合

(かみ)

(すけ)

卿 — 輔 — 丞 — 録

◇大宰府の場合

(かみ)

(すけ)

帥 — 貳 — 監 — 典

◇国司の場合

(かみ)

(すけ)

守 — 介 — 掾 — 目

◇郡司の場合

(かみ)

(すけ)

大領 — 少領 — 主政 — 主帳

①身分的特権

貴族の子であれば、21歳になると、父祖の位階に応じて自動的に一定の位階が与えられる。これを

8 おんい の制 という。

②経済的特権

a、位階・官職に応じて収入が保障される。

* 「位田」…位に応じて与えられる田。5位以上の者が対象。

* 「位封」…位に応じて与えられる封戸のこと。

〈封戸とは〉

これを与えられた者は、その戸からの9 税 の大部分を自らの収入として得ることができる。

詳細は図表 P. 65②の「 」内語句説明参照。

* 「職田」…職に応じて与えられる田。大臣・大納言と大宰府官人および国司・郡司に与えられた。

* 「職封」…職に応じて与えられる封戸のこと。大臣・納言・参議にのみ支給された。

b、租税の免除(10 ちよう 調 ・ よう 庸 ・ ぞうよう 雑徭 免除) [図表P. 67①②]

③刑罰の軽減…有位者とその家族は罰金を払うなどすれば実刑を課せられない。

※ただし8つの重罪(=「11 はちぎやく 八虐」) [図表P. 65④⑤] にあたる場合は軽減なし。

Q. 「五刑」とは何? [図表P. 65④⑤]

A. 古代の刑罰。軽いものから順に「笞」「杖」「ず 徒」「る 流」「し 死」の五種類のこと。